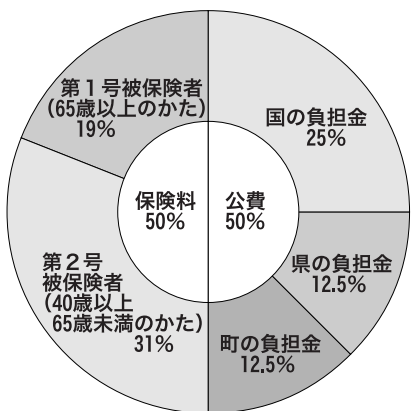
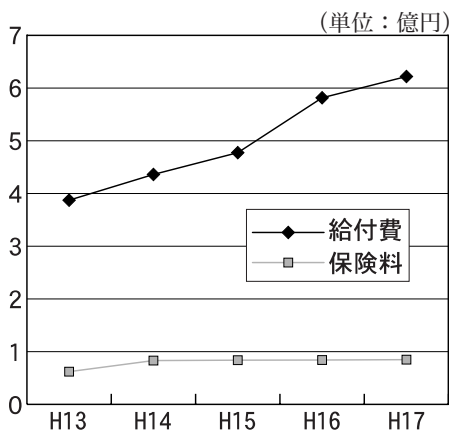


介護保険の財源内訳



保険料と給付費の推移



問合せ 住民福祉課介護保険係
☎62-1230 内線111

また、税制改正により保険料の所得段階が上がった場合は、保険料の急激な増加を避けるため、保険料率を段階的に引き上げていく緩和措置をとります。

平成18年度から20年度までの3年間の介護サービスにかかる費用(給付費)などを推計して、所得が低いかたの負担能力によりきめ細かく対応できるように介護保険料の見直しを行い、65歳以上(第1号被保険者)の基準額を月額3,100円に変更しました。

65歳以上のかたの介護保険料を
変更しました

介護保険

平成18年4月からの介護保険料 ()は前年度まで

前年度まで	所得段階	対象者	月額
第1段階	第1段階	・生活保護受給者 ・本人および世帯全員が住民税非課税の老齢福祉年金受給者	1,550円 (1,200円)
第2段階	第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金額が80万円以下のかた	1,550円 (1,800円)
	第3段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金額が80万円を超えるかた	2,325円 (1,800円)
第3段階基準	第4段階基準	本人が住民税非課税で世帯内に住民税課税者がいるかた	3,100円 (2,400円)
第4段階	第5段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円未満のかた	3,875円 (3,000円)
第5段階	第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上のかた	4,650円 (3,600円)

国民健康保険

7月中に

「保険税の納税通知書」

をお送りします

国民健康保険税は、皆野町の国保に加入されている被保険者に対してかかる税金です。病気やけがをしたときに安心して治療が受けられるように、皆さんで助け合う制度です。

保険税を納めないかたがいると制度そのものが成り立たなくなります。納期限内に納めましょう。

口座振替をご利用のかたは、各納期限に口座から振り替えになりますので、預金残高を確認してください。

また、40歳から64歳までのかたは、介護保険の第2号被保険者となり、介護保険料分もあわせて納めていただくことになります。

問合せ 住民福祉課国保年金係

☎62-1230 内線102・103

◆納期限	第1期	7月31日(月)
	第2期	10月2日(月)
	第3期	11月30日(木)
	第4期	1月31日(水)
	第5期	4月2日(月)

国民年金

4分の1 免除がスタート!
4分の3

経済的な理由や災害などにより保険料を納めることが困難なときは、申請し承認されると保険料が免除されます。

今月から、今までの全額免除と半額免除に加え、4分の1免除と4分の3免除が導入されました。被保険者の皆さんの負担能力に対応できるように段階的に免除基準を設定して、納付しやすい環境づくりを目指します。

免除が認められた期間は、年金を受ける資格期間に算入されますが、年金額は通常の場合より少なくなります。免除期間の保険料は10年以内であれば追納することができますので、より多くの年金を受けるために追納をおすすめします。

また、30歳未満のかた、学生のかたを対象とした納付猶予制度もありますのでご相談ください。

問合せ 秩父社会保険事務所 ☎22-4425

住民福祉課国保年金係 ☎62-1230 内線102

申請先はお住まいの市区町村役場で、原則として毎年申請が必要です。